前橋市公共物使用等に関する条例の改正について（議案第１６２号）

道路管理課

１　改正の理由

道路占用料の改定に併せて、公共物の使用料を見直すため、所要の改正を行う。

２　内容

公共物の使用料を次のとおり改める。

（単位：円）

種　　別		単位	金額（１年につき）
農地		１㎡	１４
宅地（敷地通路等）		１㎡	営利用　２５０ 非営利用　１４０
植林採草地		１㎡	１
第１種電柱		１本	６７０
第２種電柱		１本	１，０００
第３種電柱		１本	１，４００
第１種電話柱		１本	６００
第２種電話柱		１本	９６０
第３種電話柱		１本	１，３００
その他の柱類		１本	６０
公衆電話所		１個	１，２００
鉄塔敷		１㎡	１，２００
諸管埋設	外径が0.07m未満のもの	１m	２５
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	１m	３６
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	１m	５４
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	１m	７２
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	１m	１１０
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	１m	１４０
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	１m	２５０
	外径が0.7m以上１m未満のもの	１m	３６０
	外径が１m以上のもの	１m	７２０

宅地（用途廃止申請物件）	１㎡	営利用　６５０
工作物（漁業）	１㎡	非営利用　３７０
日よけ	１㎡	営利用　２５０
上空通路	１㎡	非営利用　１４０
看板	１㎡	
その他の工作物	１㎡	
その他	その都度市長が定める単位及び額	

３　施行期日

令和９年４月１日